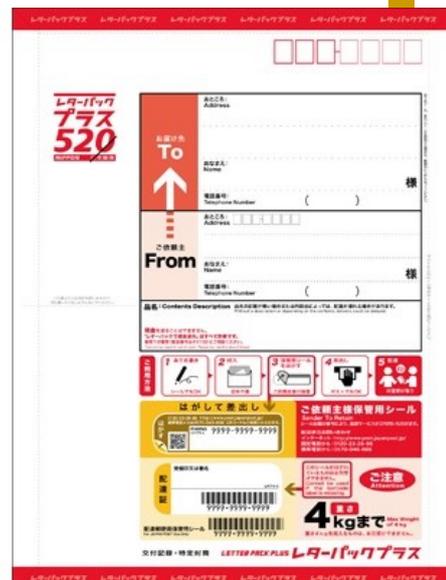


道路使用許可・駐車許可等の 郵送交付の開始 (2021年1月25日～)



《対象業務》

- 道路使用許可
- 駐車許可、通行許可
- 通行禁止・駐車禁止等除外（即日交付のものを除く。）
- 制限外積載等許可
- 緊急通行車両・規制除外車両の事前届出

※許可等を要する日が切迫(要許可日まで道路使用許可は平日10日、その他は平日6日以内)している場合は郵送交付ができません。

また、書類の分量が多く、レターパックプラスで送付できないものなども郵送交付ができません。

《方法》

- ① 許可証等の郵送を希望する場合は、レターパックプラス(郵便局や一部のコンビニエンスストア等で520円で購入できます。)を購入し、宛先に許可証等の郵送先を記載してください。
注意! レターパックプラス以外のものは受付できません。
- ② 各種申請書等提出の際、レターパックプラスを提出して「郵送希望」であることを係員にお伝えください。
- ③ 後日、レターパックプラスに記載された宛先に許可証等が郵送されます。

《注意事項》

- ・レターパックプラスの購入費用は、郵送を希望する申請者の負担となります。
- ・郵送を希望されない場合は、今までどおり警察署窓口で許可証等を受け取ることができます。
- ・ご不明な点があれば、
愛知県警察本部交通部交通規制課道路使用係(代表・052-951-1611)
又は各種申請書を提出する警察署交通課にお尋ねください。



夕方の5～7は魔の時間